



# 埼玉県報

第230号  
令和3年(2021年)  
7月30日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（薬務課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

### 告示

- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の収納事務委託に関する告示（財政課）
- 基幹系業務システム設計支援業務に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示（入札審査課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)



## 規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条第三項ただし書、第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書、第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書」に改める。

第六条中「第五百五十九条の五第一項」を「第五百五十九条の五」に改める。

様式第一号中「㊸」を削り、「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

様式第二号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「(田嶋又は記名並印)」及び「㊸」を削る。

様式第八号及び様式第九号中「(田嶋又は記名並印)」及び「㊸」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、様式第一号の改正規定（「㊸」を削る部分に限る。）並びに様式第三号から様式第六号まで、様式第八号及び様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五六

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和二年十月三十一日」を「令和三年十月三十一日」に改め、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



者
学部を卒業した 又はこれに準ず 者で知的障害の るもの

に改め、同表埼玉県立上尾特別支援学校の項中

高 等 部
-------------

三年
八四
中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

を

高 等 部	三年	八四	中学部 者又は る者
上尾南 分校	高等部	三年	四八
			中学部 者又は る者 あるも

を卒業した これに準ず
を卒業した これに準ず 知的障害の の

に改め、同表埼玉県立騎西特別支援学校の項中

高 等 部
三

年
八四
中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

を

高 等 部	三年	八四	中学部を卒 者又はこれ る者
北本分 校	高等部	三年	四八
			中学部を卒 者又はこれ る者で知的 あるもの

業した に準ず
業した に準ず

に改める。

障害の

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
ふるさと納税 サイト「ふるさとチョイス」 を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
ふるさと納税 サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
基幹系業務システム設計支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さ  
いたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2丁目10番3号
- 5 落札金額  
91,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年4月23日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額  
89,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年4月20日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ふじみ野整形外科 内科骨粗鬆症スポーツクリニック	山口 智広	ふじみ野市大井武蔵野一四三 七―七	令和三年六月十五日
アイケアクリニク かわぐち蔵院	医療法人社団トータルアイケア	蕨市塚越一―六―一四第一 商事ビル一階	令和三年六月一日
医療法人 蔵セン トラル整形外科	医療法人蔵セン トラル整形外科	蕨市中央一―七―三五クリ エイトビル二階	令和三年六月一日
みわのえ整形外科	田島 幹大	吉川市三輪野江四六〇	令和三年五月一日
埼玉県立がんセンター タ―	地方独立行政法人埼玉県立病院 機構	北足立郡伊奈町小室七八〇	令和三年四月一日
草加松原 さとう 耳鼻咽喉科	佐藤 佑樹	草加市松原一―七―二二 さいゆうヴィレッジ二階	令和三年六月一日

新狭山歯科	歯科	花みずきファミリー	北戸田ナノ整形外科	医療法人社団香眞会	医療法人社団香眞会	医療法人社団香眞会	医療法人社団香眞会	フアミリークリニック	吸器内科クリニック	おおつ消化器・呼吸器	このす共生病院	ニック	北戸田こどもクリニック	奏診療所	ウータンあかちゃんこどもクリニック	多恵皮膚科	吉川みなみクリニック
大谷 一文	平塚 正樹	希会	医療法人社団幸	眞会	眞会	眞会	眞会	医療法人修志会	大津 威一郎	愛会	医療法人社団鴻	たこど会	医療法人社団き	外山 哲也	岩井 良文	井上 多恵	長澤 重直
狭山市新狭山三―一二―一	蓮田市山ノ内四―一	ゾ二〇一号室	戸田市新曾一九九一リノリ	富士見市東みずほ台二―一階	富士見市東みずほ台二―二階	富士見市東みずほ台二―七	草加市高砂二―一八―四一	スコアール広瀬一階	北足立郡伊奈町小室三一八八―六	鴻巣市上谷二〇七三―一	ゾ一階一〇二	戸田市新曾一九九一リノリ	蓮田市本町二―二三 稲橋ビル三階・四階	朝霞市根岸台三―二〇―一	朝霞市根岸台三―二〇―一	蕨市錦町一―一―一 ビバモール蕨錦町メデイカルゾーン	吉川市美南二―二三―一
令和三年五月十日	令和三年五月一日	令和三年五月一日	令和三年六月一日	令和三年六月一日	令和三年七月一日	令和三年七月一日	令和三年六月一日	令和三年六月一日	令和三年七月一日	令和三年五月一日	令和三年五月一日	令和三年五月一日	令和三年七月一日	令和三年六月十四日	令和三年七月一日	令和三年五月一日	

ふかや夢デンタル クリニック	松本 眞左大	深谷市上野台三三五―一	令和三年五月 二十四日
フォルテはにゆう モール歯科	医療法人恵優会	羽生市小松四〇六一―一	令和二年十月 一日
ませ歯科医院	馬瀬 まりえ	草加市栄町三―二―一三 栄 ビル二階	令和三年六月 四日
薬局マツモトキヨシ 加須店	株式会社マツモトキヨシ	加須市向川岸町五―一三	令和三年七月 一日
ハロー薬局 喜沢南店	株式会社ハローコーポレーション	戸田市喜沢南二―七―一	令和三年七月 一日
東松山かけはし薬局	ソーシヤルケア・リンク株式会社	東松山市材木町一二―一四	令和三年七月 一日
クスリのアオキ国 濟寺薬局	株式会社クスリのアオキ	深谷市国濟寺四八七―七	令和三年七月 一日
クスリのアオキ上 野台薬局	株式会社クスリのアオキ	深谷市上野台二三九―一―三	令和三年七月 一日
ウエルシア薬局入 間野田店	ウエルシア薬局株式会社	入間市野田一五〇三―一	令和三年七月 一日
プラザ薬局 ビバ モール蔵店	株式会社プラザ薬局	蕨市錦町一―二―一 ビバ モール蔵錦町メ ディカルゾーン	令和三年七月 一日
団地薬局	株式会社ドマーニ	三郷市彦成三―七―六―四	令和三年八月 一日
クスリのアオキ千 代田薬局	株式会社クスリのアオキ	本庄市千代田二―五―三九	令和三年七月 一日
クローバー薬局	株式会社テン・ポイント	春日部市六軒町二〇九	令和三年六月 一日
ウエルシア薬局本 庄朝日町店	ウエルシア薬局株式会社	本庄市朝日町三―二―三―七	令和三年七月 一日

本庄くるみ薬局	スギ薬局 あさか 栄店	飛鳥薬局 不動ヶ 丘店	さくらそう薬局 富士見店	ひまわり薬局 石 戸店	薬局キューピー・ ファーマシー 春 日部店	訪問看護オールケ ア本庄	訪問看護ステーション 吉見
ス 有限会社ポラリ	局 株式会社スギ薬 局	局 株式会社飛鳥薬 局	株式会社アルフ アーマ	石 有限会社エム・ アイ・イー	株式会社テン・ ポイント	株式会社オール スターライズ	株式会社アクテ イ群馬
本庄市千代田三―二―一	朝霞市栄町五―一―二〇	加須市岡古井七〇―二	富士見市水谷東一―一―一〇	北本市石戸五―一五八―一	春日部市下大増新田八八―五	本庄市児玉町八幡山一七―一	比企郡吉見町下細谷三七〇
令和三年七月 一日	令和三年五月 一日	令和三年六月 一日	令和三年六月 一日	令和三年五月 一日	令和三年六月 一日	令和三年七月 一日	令和三年六月 一日



二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
市川 郷伝		市川 郷伝	飯能市岩沢六二七―五	令和三年七月一日
剣持 裕		久喜ステーション K E i R O W	久喜市久喜中央二―四―二 八コバヤシ第二ビル一〇二二十六日	令和三年七月一日
江尻 伊正		上尾ステーション K E i R O W	上尾市緑丘三―三―一―一	令和三年七月一日
柏木 恵子		スマイル治療院 綾瀬	蓮田市綾瀬二〇―一―五	令和三年六月十日
福嶋 穂乃実		ハートフル鍼灸 治療院 越谷	越谷市南越谷四―八―六 キャピタル新越谷三〇二	令和三年六月一日

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
やすらぎクリニック	所在地	入間市下藤沢二六〇―六	入間市下藤沢四―七―五
東松山メディカルクリニック	名称	医療法人蒼龍会 東松山メディカルクリニック	東松山メディカルクリニック
藤沢歯科医院	所在地	入間市下藤沢七三八―一	入間市下藤沢二―二七―一
下山歯科医院	名称	シモヤマデンタルオフィス	下山歯科医院
まごのて薬局	所在地	鴻巣市上谷二〇六八―三	鴻巣市上谷二〇六九―八
あおい調剤薬局 武蔵藤沢店	所在地	入間市下藤沢二六〇―五	入間市下藤沢四―七―六
鈴木薬局 入間店	所在地	入間市下藤沢七六五―一	入間市下藤沢四―一―一五

加藤薬局 入間店	所在地	入間市下藤沢三七五 ―一	入間市下藤沢二―一 ―四
アイランド薬局 秩父永田店	開設者名称	アポロメデイカル ホールディングス株式 会社	アポクリート株式会 社
ユアーズ訪問看護 リハビリステ ーション三郷	所在地	三郷市早稲田二―一 七―一八シャトービ ル三〇二	三郷市三郷一―三〇― 一〇
あおぞら訪問看護 ステーション 狭山	所在地	狭山市富士見一―二 三―一四	狭山市入間川三―二四 ―一五小林ビル一階
One step p訪問看護リハ ビリステーション	所在地	入間市下藤沢七六三 ―一ブランシェール 一号室	入間市下藤沢三―二六 ―一五ブランシェール 一号室
株式会社しあわせ 生活 北坂戸 訪問看護ステ ーション	所在地	坂戸市芦山町四―一 四	坂戸市薬師町一―一北 坂戸駅前ハイツ2号棟 一〇四号

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
氏名	施術所	所在地	所在地	所在地
吉田 南成	施術所	所在地	所沢市北秋津七〇 八―六二	所沢市北秋津七七 八―一 所沢ハンズ ズ一階
石井 一義	施術所	名称	三芳野接骨院	医療法人社団 草 芳会 三芳野整骨 院
小木曾 健豊	施術所	所在地	さいたま市北区日進 町二―一〇〇	さいたま市北区日進 町二―七六四―二

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
このす共生病院	鴻巣市本町六―五―一八	令和三年四月三十日
埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室七八〇	令和三年三月三十一日
荻原外科胃腸科医院	熊谷市弥藤吾二一九二	令和三年五月三十一日
医療法人社団 香眞 会 わたなべ皮膚科	富士見市東みずほ台一―五―七ロイヤル二―一 一階	令和三年五月三十一日
このす共生クリニック	鴻巣市本町七―七―六	令和三年四月三十日
上福岡駅前クリニック	ふじみ野市霞ヶ丘一―二―二七―二〇三	令和三年五月三十一日
医療法人社団 幹友 会 小野耳鼻咽喉科	草加市松原一―七―二二さいゆうヴィレッジ二階	令和三年五月三十一日
北戸田こどもクリニック	戸田市新曽一九九一リノリーズ一階一〇二	令和三年四月三十日

北戸田ナノ整形外科 クリニック	戸田市新曾一九九一リノリーズ二階	令和三年五月三十 一日
アイケアクリニック 蕨眼科	蕨市塚越二―三―一二	令和三年五月三十 一日
齋藤歯科医院	所沢市金山町一―一―一八	令和三年五月三十 一日
下山歯科医院	富士見市水谷東二―五五―八	令和二年十二月三 十一日
ませ歯科医院	草加市栄町三―二―一三 栄ビル二階	令和三年六月四日
さくらそう薬局	富士見市水谷東一―一―八	令和三年五月三十 一日
明倫堂薬局	坂戸市四日市場四七七―一	令和三年四月十八 日
明倫堂薬局春日部	春日部市下大増新田八八―五	令和三年五月三十 一日
飛鳥薬局 不動ヶ丘 店	加須市岡古井一〇七―二	令和三年五月三十 一日
わかば薬局上尾柏座 店	上尾市柏座二―四―二八エリア赤熊一 階一〇二号室	令和三年六月五日
共創未来 鴻巣薬局	鴻巣市本町六―五―七	令和三年四月三十 日
クローバー薬局	春日部市六軒町二〇九	令和三年五月三十 一日

めじろ薬局	和光市諏訪四―五	平成三十年九月三十日
リリーフ訪問看護リハ ハビリステーション	熊谷市別府二―一九一―一コーポ大和 一〇一号室	平成二十九年三月 三十一日
咲くら訪問看護リハ ピリステーション	春日部市大沼五―四一―二	令和二年十二月三 十一日

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
ホリウチ歯科	春日部市備後東一―一―二二	令和三年五月三十一日



# 告示

## 埼玉県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
八潮ケアセンター ーそよ風	八潮市中央三 ー一ー一二	株式会社ユニ マットリタ イアメント・ コミュニケーション	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和三年七月一 日
あいせんヘルパ ーステーション	加須市水深八 六九一七	社会福祉法人 愛の泉	訪問介護	令和三年五月一 日
大河堂薬局	比企郡小川町 青山一四七一	株式会社キュ アメディカル	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年七月一 日

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
ツクイ八潮緑町		事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	通所介護
ツクイ上尾大久保		事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	通所介護
ケアステーションあすなろ		事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	訪問介護
デイサービスセンターてしろのにお		事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	認知症対応型通所介護 型通所介護

<p>あおい調剤薬局武蔵藤沢店</p>	<p>加藤薬局 入間店</p>
<p>事業所所在地</p>	<p>事業所所在地</p>
<p>入間市下藤沢 二六〇―五</p>	<p>入間市下藤沢 三七五―一</p>
<p>入間市下藤沢 四―七―六</p>	<p>入間市下藤沢 二―一―一―四</p>
<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導</p>

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ツクイ春日部	所在地	春日部市栄町三 一八二	サービスの種類	通所介護	廃止年月日	平成十九年五月三 十一日
	総合福祉ツクイさ いたま		蕨市北町五―一 二―三五	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護		平成十八年五月三 十一日
	福祉用具貸与						平成十六年十月一 日

<p>さくらそう薬局</p>	<p>共創未来 鴻巣薬局</p>	<p>デイサービスセンター しあわせ花園</p>	<p>株式会社アットホーム本店</p>	<p>ケアプラン あゆみ</p>					
<p>富士見市水谷東 一〇一八</p>	<p>鴻巣市本町六 五七</p>	<p>所沢市花園二 四〇五</p>	<p>草加市瀬崎六 一〇二五</p>	<p>入間郡毛呂山町 川角五三</p>					
<p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>通所介護</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p>	<p>特定福祉用具販売</p>	<p>福祉用具貸与</p>	<p>居宅介護支援</p>
<p>令和三年五月三十一日</p>	<p>令和三年四月三十日</p>	<p>令和三年三月三十一日</p>	<p>令和三年六月三十日</p>	<p>令和三年七月三十一日</p>					

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県大規模施設等協力金支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額  
207,917,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（第10期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額  
281,257,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム草加店

埼玉県草加市谷塚仲町四百八十八

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム春日部店

埼玉県春日部市下柳字古川端七百六十九番地一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二者

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計七者

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計六者

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

埼玉県飯能市大字芦荻場字中原四百四十六番地

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

（変更後）ビバモール本庄

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十五号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム上尾店

埼玉県上尾市大字上堤下三百五番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社大栄 代表取締役 前島栄

埼玉県上尾市大字上七百三十一番地

（変更後） 有限会社大栄 代表取締役 前島佳子

埼玉県上尾市大字上七百三十一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム東松山インター店

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五―一 番外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第八百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール蕨錦町

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール蕨

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

（変更後）ビバモール蕨錦町

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後）三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修 外 未定

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦 外 計二十者

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

二 届出年月日

令和三年七月十六日

二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松村ビル

埼玉県川越市小室亀甲五十四番一外三十九筆

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第八百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

埼玉県加須市下高柳一丁目七番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須一番街

埼玉県加須市下高柳一丁目二十九番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十五

者

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十三

者

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須二番街

埼玉県加須市下高柳一丁目十六番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原二丁目十九番四号 外 計三者

（変更後） 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第九百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市上口二丁目百二十八番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二者

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二十

一者

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二十

二者

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外十四筆

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年七月十六日

#### 二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、幸手市中島用悪水路土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和三年七月十九日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 縦覧期間

令和三年八月二日から令和三年八月三十日まで

### 二 縦覧場所

幸手市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、美児沢用水土地改良区管理規程（間瀬ダム）の変更を次のとおり認可した。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 認可年月日

令和三年七月九日

二 管理規程の概要

- イ 貯水、取水又は放流に関する事項
- ロ ゲートの操作
- ハ 点検及び整備に関する事項
- ニ 緊急事態における措置に関する事項
- ホ 観測及び調査に関する事項

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六号

令和二年埼玉県告示第千二百六十八号で公示した公共測量は、令和三年三月二十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第九百七号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

新座市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

### 三 作業地域

新座市全域

### 四 作業期間

令和三年六月二十四日から令和四年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百八号

次のとおり都市公園の供用を開始するので都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、公告する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

春日部夢の森公園

二 位置

埼玉県春日部市大字下大増新田地内

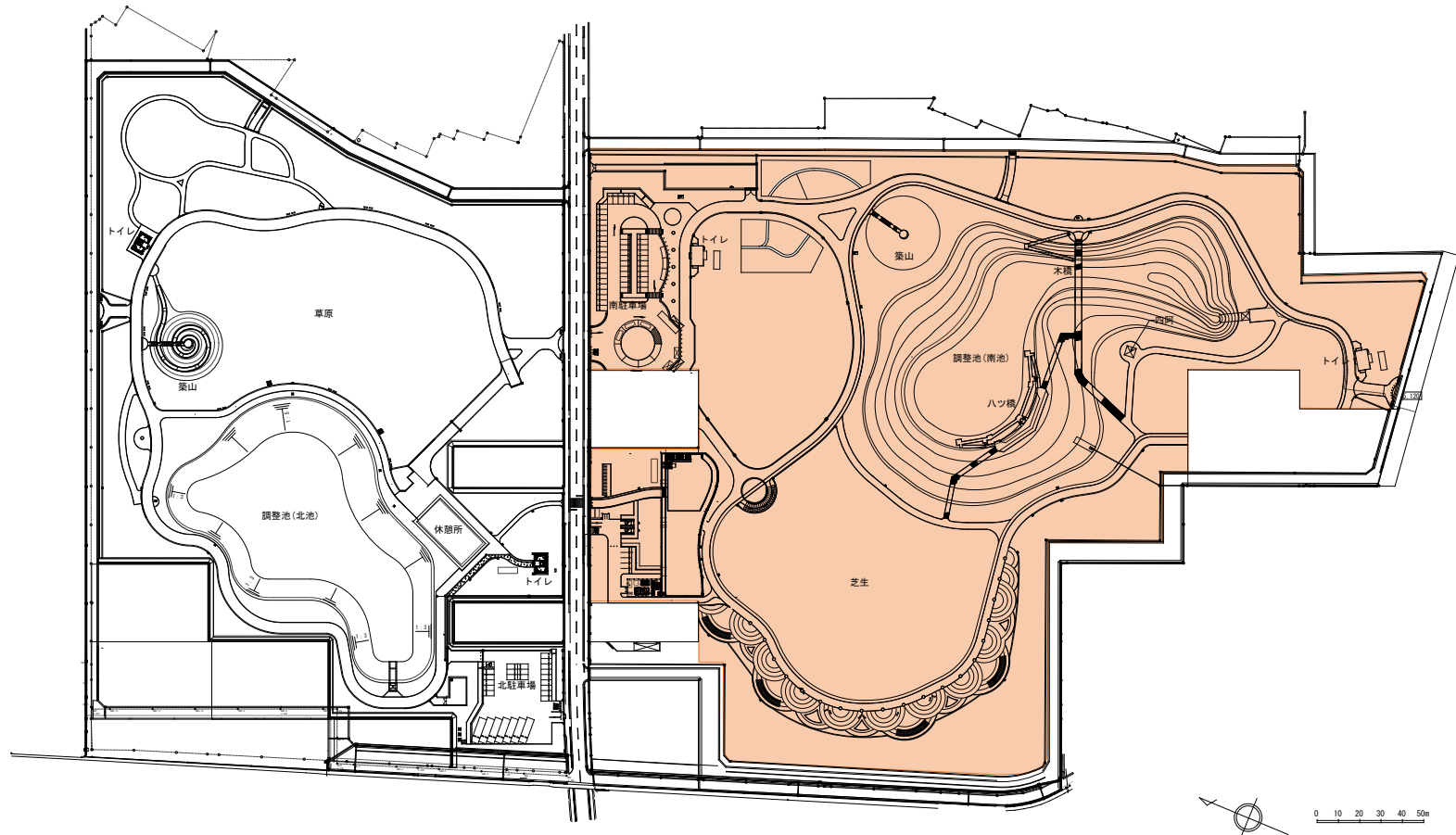
三 区域

別図のとおり

四 供用開始の期日

令和三年十月一日

# 春日部夢の森公園



供用開始区域面積 7.9 ha

# 告 示

## 埼玉県告示第九百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

P C B 含有感圧複写紙収集運搬及び処分業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

### (4) 履行場所

神奈川県横浜市鶴見区大黒埠頭1

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のうち、大分類「廃棄物処理業務」、小分類「産業廃棄物」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 収集運搬にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項の規定による神

奈川県又は横浜市及び処分施設の所在地における特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は無害化処理認定（事業範囲に「ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB廃棄物）」が含まれているものに限る。）を受けていること。処分施設にあっては、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の規定による低濃度PCB含有廃棄物の無害化処理認定施設（100,000mg/kg以下の可燃性PCB汚染物の処理が可能な施設）の認定を受けていること。

なお、特別管理産業廃棄物であるPCB汚染物の収集運搬又は処分のいずれか一方の許可又は認定しか受けていない者が、他方の許可又は認定を受けている者を構成員として業務提携を行って入札に参加する場合は、入札に参加する構成員（以下「代表構成員」という。）及び他方の構成員は、共に上記(1)～(4)の事項を満たしていること。この場合、入札金額は収集運搬業務及び処分業務を合計した金額とする。

また、契約書は収集運搬業務及び処分業務各々において作成し、各々の業務を行う者と契約を締結するものとする。なお、単独で双方の業務を行う場合においても各々の業務について各々契約書を作成するものとする。

業務提携における代表構成員及び他方の構成員は、他の業務提携の代表構成員又は構成員となることができない。構成員において他の業務提携との重複があった場合は、双方の業務提携団体の入札を無効とする。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び契約書案の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県会計管理課  
総務・物品管理担当 上田 電話048-830-5755（直通）

- (2) 入札説明書、仕様書及び契約書案の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月22日（水）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月21日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月21日（火）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県会計管理課 令和3年9月22日（水）午後2時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年9月3日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年8月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Contract for the Collection, Transport, and Disposal of Carbonless Copy Papers Containing PCB

(2) Submissions Period for Bids by Electronic Bidding System:

Until 2:00 p.m. on September 22, 2021 (Wednesday)

(3) Submissions Period for Bids by Registered Mail or in Person:

Until 5:00 p.m. on September 21, 2021 (Tuesday)

(4) Contact Information:

General Affairs and Goods Management Group

Financial Management Division

Saitama Prefecture

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

TEL: 048-830-5755

# 告 示

## 埼玉県告示第九百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年2月1日（火）から令和9年1月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月16日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月15日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月16日（木）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年9月16日（木）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年9月9日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類



を令和3年8月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
groupware server for police network.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
September 16, 2021 By mail; 5:00 p.m. September 15, 2021 In person;  
10:20 a.m. September 16, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県告示第九百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

交通管制システム保守業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和3年10月1日（金）から令和4年9月30日（金）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成23年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約等により、交通管制中央装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。
- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する事務所等から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局施設課安全施設係 須江 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月21日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月17日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月21日（火）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和3年9月21日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年9月9日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年8月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A Inspection of Traffic Control System

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system; 9:50 a.m. September 21, 2021 By mail; 5:00 p.m. September 17, 2021 In person; 9:40 a.m. September 21, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural

Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext. 2292

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字原市場字古久住一八 六六番地先から同市大字下赤工 字笹畑二七六番地先まで		区 間
一四・〇〇〃 二九・七八	五・一〇〃 二七・二七	敷地の幅員 (メートル)
四二二・八八		延 長 (メートル)
		備考



# 告示

## 埼玉県教委告示第十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和三年八月一日から施行する。

令和二年埼玉県教委告示第二十四号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和三年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和三年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「二二、七六〇円」とあるのは「二三、二六六円」と、「二五、三〇八円」とあるのは「二五、五〇三円」と、「二五、〇九三円」とあるのは「二五、五一五円」とする。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

# 告示

## 埼玉県教委告示第二十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事	埼玉県秩父市	川瀬祭保存会

# 告示

## 埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
天然記念物	チチブサワラ骨格化石 一括	埼玉県秩父郡 長瀬町長瀬一 四一七番地一	埼玉県（県 立自然の博 物館）

# 告示

## 埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月日
天然記念物	萬松寺のシイ 一本	埼玉県東松山市大 字柏崎字名所三四 二番地	宗教法人 萬松寺	昭和十年三月 三十一日